

# 規 則

埼玉県立近代美術館管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

## 埼玉県教育委員会規則第二号

埼玉県立近代美術館管理規則等の一部を改正する規則

(埼玉県立近代美術館管理規則の一部改正)

第一条 埼玉県立近代美術館管理規則(昭和五十七年埼玉県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表ビデオプロジェクターの項中「一、二〇〇円」を「一、二二〇円」に改める。

(さいたま文学館管理規則の一部改正)

第二条 さいたま文学館管理規則(平成九年埼玉県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第四条関係)

附属設備の名称	単位	利用料金の上限額(円)		
		午前九時から 午後零時三十 分まで	午後一時から 午後五時まで	午後五時三十 分から午後九 時まで
ビデオプロジェクター	一式	一、七七〇	二、〇一〇	一、七七〇
書画カメラ	一式	八三〇	九五〇	八三〇
十六ミリ映写機	一式	七四〇	八六〇	七四〇
スライド映写機	一式	六一〇	六九〇	六一〇
カメラ録画装置	一式	九二〇	一、〇五〇	九二〇

(埼玉県立歴史と民俗の博物館管理規則の一部改正)

第三条 埼玉県立歴史と民俗の博物館管理規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表ビデオプロジェクターの項中「八三〇円」を「八四〇円」に改める。

(埼玉県立自然と川の博物館管理規則の一部改正)

第四条 埼玉県立自然と川の博物館管理規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表自然の博物館の部十六ミリ映写機の項中「九九〇円」を「一、〇〇〇円」に改め、同表川の博物館の部書画カメラの項中「一、一六〇円」を「一、一八〇円」に改め、同部十六ミリ映写機の項中「七八〇円」を「七九〇円」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定（利用料金に係る規則の規定を除く。）は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に領収する使用料（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料の額については、なお従前の例による。